

有害鳥獣被害防止総合対策事業のご活用を!

農業者の皆さんの有害鳥獣被害防止対策への負担軽減と
有害鳥獣の捕獲人材を確保育成するための補助制度です

地域活動支援事業

【対象者・対象経費】

- 行政区が行う地域ぐるみの有害鳥獣被害防止活動に要する経費

【補助金額】

- 消耗品、備品購入 ⇒ 経費の全額
- 雑草木類・竹刈払い、緩衝帯設置等 ⇒ 3千円/a
※10m×10m
- 果樹伐採 ⇒

胸高幹周ごとの補助金額	
30cm未満	3,300円/本
30cm以上60cm未満	13,300円/本
60cm以上90cm未満	31,000円/本
90cm以上	59,000円/本

※人件費、送料、燃料費、機械リース費、委託費を含む

【補助上限額】

- 活動1回あたり1万円以上10万円以内（年度中2回まで）
※鳥獣が近寄らない環境整備の推進を図るための地域環境診断に基づいた整備計画により地域の皆さんが実施する際の補助上限額は20万円（年度中2回まで）
※他補助制度との併用は除く

